京阪神ビルディング株式会社

第95回 定時株主総会
招集ご通知

日　時
平成30年6月19日（火曜日）午前10時

場　所
大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階「安土の間」

決議事項

第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　取締役4名選任の件

目　次

第95回定時株主総会招集ご通知 … 1
事業報告 …… 2
連結計算書類 …… 16
計算書類 …… 25
監査報告書 …… 34
株主総会参考書類 …… 40

証券コード:8818

経営理念

京阪神ビルディングは、

1. 価値ある事業空間を提供しお客様と共に発展することにより、社会に貢献します。
2. 信用を重んじ質を重視した経営を堅持して、お客様・株主・社員の信頼に応えます。
3. 革新と効率を尊び、活力ある企業風土を築きます。

という経営理念に基づいて、以下に掲げる指針に従って行動します。

企業行動指針

1. お客さま本位の徹底

お客さまのニーズと信頼に応え、安全で良質な環境とサービスを提供します。

2. コンプライアンスの実践

法令および規律を遵守し、高い倫理観に根ざした社会的良識をもって行動します。
また、公正、透明、適正な取引を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
反社会的勢力および団体とは一切関係を遮断し、毅然とした対応をします。

3. 社会発展への貢献

地域との良好な関係を構築し、良き市民として積極的に社会貢献活動を行います。

4. 公正な情報開示

株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションをとり、企業情報を適時、的確かつ公正に開示します。

5. 環境問題への取り組み

環境保全は経営の重要な課題であることを認識し、自主的、積極的に環境問題に取り組みます。

6. 個性を尊重する企業風土

ゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、社員の人格、個性を十分尊重します。

証券コード　8818
平成30年５月31日

株　主　各　位

大阪市中央区瓦町四丁目２番14号
京阪神ビルディング株式会社
代表取締役社長　南　　浩　一

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月18日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月19日（火曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階「安土の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
３．目的事項
報告事項
1　第95期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2　第95期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役４名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.keihanshin.co.jp/）に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、金融緩和政策の持続や海外経済の回復を背景として、好調な企業業績や株高に支えられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。

不動産賃貸業界におきましても、都心部の優良オフィスビルを中心に空室率は低下し賃料水準は上昇傾向にあるなど、比較的堅調な状況が続きました。

このような環境の中、当社は営業活動に注力しまして、空室率は前期末の2.1％から1.5％に低下いたしました。また、将来の経営基盤の拡大のため、平成28年度の大阪市内でのデータセンタービル開発用地取得に続き、本年度は東京都港区虎ノ門でオフィスビル開発用地を取得するなど、中期経営計画「Beyond 4D ＆ 70th～４事業の深化と進化、70周年のその先へ～」に沿って、新規投資を進めてまいりました。

当期の連結業績は、既存ビルの稼働率向上および前期取得物件の業績寄与などにより、売上高は14,799百万円と前期比419百万円（2.9%）の増収となりました。つれて、売上総利益は6,566百万円と前期比306百万円（4.9%）の増益、営業利益は5,298百万円と前期比329百万円（6.6%）の増益、経常利益は5,044百万円と前期比303百万円（6.4%）の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の計上もあり3,585百万円と前期比313百万円（9.6%）の増益となりました。

事業別の業績（営業利益は連結決算調整前）は、次のとおりであります。

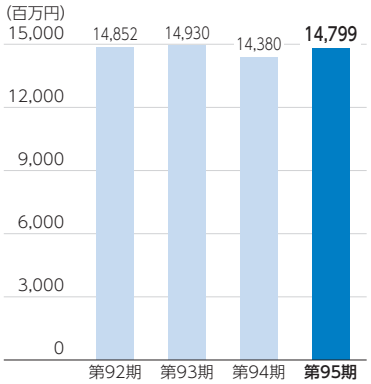
① 土地建物賃貸事業

売上高は14,678百万円（前期比480百万円、3.4%増）、営業利益は5,966百万円（前期比343百万円、6.1%増）となりました。

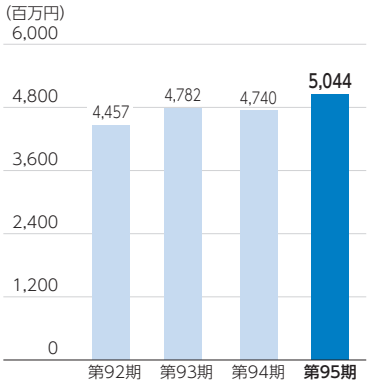
② その他の事業

売上高は121百万円（前期比61百万円減）、営業利益は20百万円（前期比10百万円増）となりました。

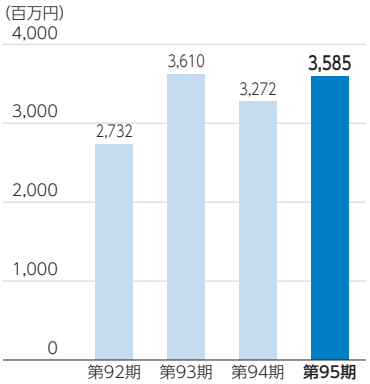
■ 売上高



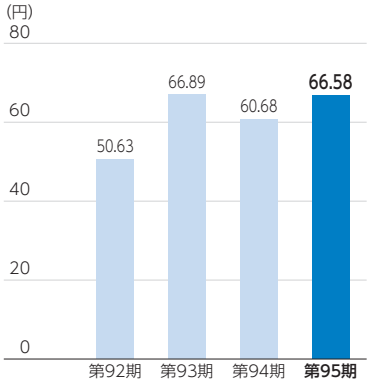
■ 経常利益



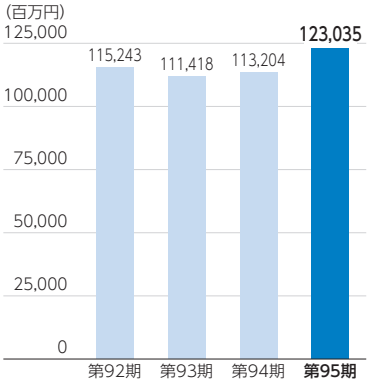
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



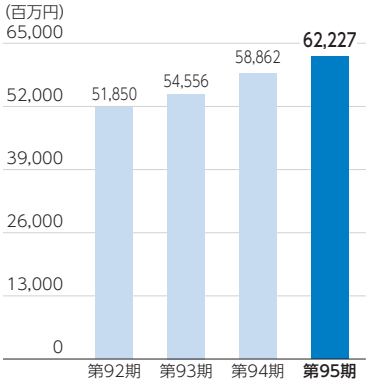
■ １株当たり当期純利益



■ 総資産



■ 純資産



(2) 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資の総額は11,236百万円で、その主なものは東京都港区虎ノ門でのオフィスビル開発用地の取得であります。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資の所要資金は、金融機関借入、社債の発行および自己資金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が継続する一方、各種政策の効果の持続力や国際情勢の不安定さが懸念され、先行き不透明な状況が予想されます。

不動産賃貸業界も、かかる経済情勢と密接に関わっており、オフィス賃貸市況の将来見通しなどは楽観できないと考えられます。

当社が平成29年２月に策定した中期経営計画「Beyond 4D & 70th～４事業の深化と進化、70周年のその先へ～」では、中長期的な視点で持続的な成長を実現するため、平成29年度からの５か年を「特色ある４部門（オフィスビル、データセンタービル、ウインズビル（場外勝馬投票券発売所）、商業施設・物流倉庫）の賃貸事業をさらに深化・進化させ、将来に向けた新たな事業を模索する時期」と位置づけております。当面の重要課題として、テナントリーシング力の強化等により保有物件の収益性を維持向上させる一方で、新規投資につきましては、首都圏を中心に立地と収益性を重視した物件取得を進め、並行して大阪市内で新たなデータセンタービル開発も手掛ける等、営業エリアの拡大・事業リスクの分散を図りつつ安定的な収益源を拡充することにより企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

さらに、省エネへの対応や街並みと調和した緑豊かな街づくりなどにも貢献し、環境問題の側面にも充分配慮しながら事業展開を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区分	第92期 (平成27年３月期)	第93期 (平成28年３月期)	第94期 (平成29年３月期)	第95期（当期） (平成30年３月期)
売上高	14,852	14,930	14,380	14,799
経常利益	4,457	4,782	4,740	5,044
親会社株主に帰属する当期純利益	2,732	3,610	3,272	3,585
１株当たり当期純利益	円 銭 50 63	円 銭 66 89	円 銭 60 68	円 銭 66 58
総資産	115,243	111,418	113,204	123,035
純資産	51,850	54,556	58,862	62,227

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数控除後）により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
	百万円	%	
京阪神建築サービス株式会社	86	100	建物の総合管理業務

(注) 連結の範囲に含む会社は、上記の１社であります。

(7) 主要な事業内容

① 土地建物賃貸

オフィスビル・データセンタービル・ウインズビル・商業施設・物流倉庫等の賃貸、建物および設備の総合管理

② その他

一般建築請負等

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	2名増	46.8歳	9.4年

(注) 上記には使用人兼務取締役を含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策投資銀行	4,301
株式会社三井住友銀行	4,000
日本生命保険相互会社	1,205
株式会社りそな銀行	900
住友生命保険相互会社	811

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　80,000,000株

(2) 発行済株式の総数　53,998,798株（自己株式170,656株を含む。）

(3) 株　主　数　9,062名

(4) 大　株　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
銀泉株式会社	6,440	12.0
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	2,958	5.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,222	4.1
株式会社三井住友銀行	2,133	4.0
ダイキン工業株式会社	1,568	2.9
株式会社きんでん	1,393	2.6
鹿島建設株式会社	1,376	2.6
株式会社三重銀行	1,287	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	960	1.8
株式会社百十四銀行	891	1.7

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 新株予約権の概要

発行回次 (付与決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の 種類および数	行使期間	発行価額
第１回新株予約権 (平成28年６月21日)	791個 (1個当たり100株)	普通株式 79,100株	平成28年７月７日から 平成48年７月６日まで	1個当たり 46,500円
第２回新株予約権 (平成29年６月20日)	666個 (1個当たり100株)	普通株式 66,600株	平成29年７月６日から 平成49年７月５日まで	1個当たり 65,000円

(注) 1. 上記新株予約権の１株当たり行使価格は、１円であります。
2. 上記新株予約権の行使は、当社の取締役および監査役を退任した日の翌日から10日間に限られます。
3. 社外取締役および社外監査役は保有しておりません。

② 当社役員の保有状況

区　分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第１回新株予約権	729個	72,900株	6名
	第２回新株予約権	608個	60,800株	6名
監査役 (社外監査役を除く)	第１回新株予約権	62個	6,200株	1名
	第２回新株予約権	58個	5,800株	1名

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成30年３月31日現在)

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	中野健二郎	丸一鋼管株式会社 社外取締役 レンゴー株式会社 社外取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役（監査等委員）
代表取締役社長	南　浩一	
専務取締役	井上康隆	管理統括兼企画部長
常務取締役	山本真司	営業統括兼営業部長
取締役	谷口昌和	建築技術部長
取締役	西田　滋	総務部長
取締役	河内一友	ＲＫＢ毎日ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社きんえい 社外取締役
取締役	吉田享司	公認会計士
常勤監査役	河野健二	
監査役	西出智幸	弁護士
監査役	富髙正信	

(注) 1. 取締役 吉田享司氏および監査役 富髙正信氏は、平成29年６月20日開催の第94回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
2. 平成29年６月20日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、八ツ尾順一氏は取締役を任期満了により、宮内裕通氏は監査役を任期満了により、それぞれ退任いたしました。
3. 取締役 河内一友氏および吉田享司氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 西出智幸氏および富髙正信氏は、社外監査役であります。
5. 取締役 河内一友氏、吉田享司氏および監査役 西出智幸氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 平成30年４月１日付にて、取締役の業務委嘱を下記のとおり変更いたしました。

氏　　名	変　更　前	変　更　後
山本真司	営業統括兼営業部長	営業統括

7. 平成30年４月１日付にて、取締役会の監督機能の強化および業務執行の効率化のため執行役員制度を導入しており、代表取締役社長　南　浩一氏、専務取締役　井上康隆氏、常務取締役　山本真司氏、取締役　谷口昌和氏および西田　滋氏が執行役員兼務となり、また、経理部長　田渕稔規氏が執行役員に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　数	支　給　総　額
取　締　役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	213,114千円 (14,400千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	34,373千円 (12,000千円)

(注) 1. 支給総額には、平成29年６月20日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名および監査役１名を含んでおります。
2. 支給総額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役38,114千円、監査役3,548千円）を含んでおります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対して使用人給与35,000千円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	河　内　一　友	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、適宜発言を行っております。
取　締　役	吉　田　享　司	就任後開催の取締役会９回の全てに出席し、主に公認会計士としての長年の経験と幅広い知見から、適宜発言を行っております。
監　査　役	西　出　智　幸	当事業年度開催の取締役会11回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監　査　役	富　髙　正　信	就任後開催の取締役会９回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、適宜発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項　　目	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等であります。

(3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬の見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人として重大な支障があると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会社法第340条第１項各号の定めにより会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨、および解任の理由を報告いたします。

監査役会は、会計監査人の独立性および専門性その他職務の執行に支障があると判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会における決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第５項に基づき、内部統制システムの整備に必要とされる各条項に関する方針を「会社法に基づく内部統制システム整備に関する基本方針」として、以下のとおり定めております。代表取締役および取締役は、この方針に従い当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「当企業集団」という。）の適正で効率的な業務執行のための体制を整備し、経営環境の変化に対応するため、この基本方針を毎年見直し、必要に応じて取締役会に付議し、その改善、充実を図ります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役は、当企業集団のコンプライアンスの確立を経営の重要課題の一つと位置付け、法令などの社会規範および定款などの社内規範を遵守するため、「コンプライアンス規程」に基づき、当企業集団の経営理念を尊重し「企業行動指針」および「企業行動基準」に従って行動する。また管理部門担当取締役は、コンプライアンス違反行為などの報告・相談を受付けるため設置した「社内報告相談制度」の運用状況を監督し、その結果を定期的に社長に報告する。

(ロ) 取締役は、コンプライアンス経営の徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」を活用し、コンプライアンス施策の当企業集団における実施状況の把握、取締役、執行役員および使用人の教育研修などを行い、委員会の活動内容を定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。

(ハ) 取締役は、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対する方針を「企業行動指針」および「企業行動基準」に示すと共に当企業集団の体制を整備し、警察等外部機関と連携してこれらの勢力に対しては毅然たる態度で臨み、関係排除に取り組むものとする。

(ニ) なお監査室長は、当企業集団のコンプライアンスの状況について適宜監査を実施し、その結果を社長およびコンプライアンス委員会に、必要に応じて取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 取締役は、それぞれの職務の執行に係る情報を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」などの社内規程に基づき、書面文書または電子文書に記録し、適切に保存し管理する。

(ロ) 管理部門担当取締役は、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」などの情報の保存、管理に関する規程を必要に応じて適宜見直し、改善を図るほか、重要な情報の保存状況を検索可能とし、必要に応じて閲覧可能とする体制を整備する。

(ハ) なお監査室長は、重要な情報の保存および管理の状況について適宜監査を実施する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 各部室長は、「リスク管理規程」に基づき担当部署の業務に付随するリスクの管理を行う。

(ロ) 取締役は、各リスクを統合し全体的な管理を行うため、「リスク管理委員会」を活用し、

㋑　リスクの特定、評価の総合管理

㋺　リスク管理方針、管理計画の策定および見直し

㋩　リスク管理状況の取りまとめ

などの所管事項を定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。

(ハ)「事業継続計画」を整備し、緊急事態が発生した時に会社がとるべき対応について周知徹底を図る。

(ニ) なお監査室長は、各部室の日常的なリスク管理状況について、適宜監査を実施し、監査結果を社長およびリスク管理委員会に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役会を原則月１回開催し、取締役会は「取締役会規則」に従い、経営に関する重要事項の決定、取締役の職務執行状況の監督などを行う。

(ロ) 取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、経営会議において業務の執行ならびに計画に関する報告および審議を行い、職務の執行の効率化を図る。

(ハ) 取締役は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」などに従って、職務の執行に必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務の執行の効率化推進などの必要に応じて適宜見直す。

(ニ) 重要な職務の執行については、「稟議規程」に基づき、事前に権限者の決裁を受ける。

(ホ) 取締役会において、執行役員を選任し、効率的な職務の執行を行う。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役は、使用人が常にコンプライアンス意識をもって業務に取り組むよう、「コンプライアンス規程」、「企業行動指針」および「企業行動基準」を定め、具体的に遵守すべき事項を明示する。

(ロ) 取締役は、コンプライアンス経営に基づく社内の体制や健全な社風を維持し向上させるため、コンプライアンス委員会の活動を継続して機能させる。またコンプライアンス委員会の活動状況を把握するため所管事項について定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。さらに、社内におけるコンプライアンス違反行為などの報告・相談を受付けるため設置した「社内報告相談制度」を適切に運用する。

(ハ) なお監査室長は、「内部監査規程」に基づき、会計監査、業務監査、特別監査を実施し、使用人の業務の執行状況を社長に報告する。

⑥　当企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 取締役および関係部門は、「関係会社管理規程」に従い、子会社との「経営指導協定書」、「業務委託契約書」などに基づき、子会社の指導管理を行い、企業集団としての業務の適正確保と効率性の向上を推進する。

(ロ) 取締役および関係部門は、子会社の取締役、使用人等の職務の執行に係る事項を把握するため当企業集団において開催される会議等で子会社から報告を求めるほか、子会社の取締役会議事録、計算書類および稟議書等の閲覧を行い、子会社の職務の執行が法令および定款に適合することを確認し、当企業集団の業務の適正確保と効率性の向上を推進する。

(ハ) 取締役は、「リスク管理規程」を当企業集団各社にも適用し、またリスク管理の状況を「リスク管理委員会」を活用し適切に把握し対応する体制を整備する。

(ニ) 当企業集団に属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切に処理する。

(ホ) 監査役および監査室長は、当企業集団各社の監査ないし内部監査を実施し、職務の執行が法令および定款に適合していることを確認し、当企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査の年次計画、実施状況およびその結果を、必要に応じて取締役会に報告する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(イ) 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、必要に応じて総務部員が補助する。

(ロ) 監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置く時は、監査役の意見を尊重して決定する。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(イ) 監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事考課は、常勤監査役が行い、任免、異動については監査役会の意見を尊重する。

(ロ) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査役が当該使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示することが出来る体制とする。

⑨　当企業集団の取締役、執行役員、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 当企業集団の取締役は、以下の事項について、監査役に対して報告を行う。

㋑　会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

㋺　内部監査およびリスク管理に関する重要な事項

㋩　コンプライアンス違反に関する重要な事項

㋥　その他㋑～㋩に準じる事項

(ロ) 当企業集団の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行う。

(ハ) 取締役は、監査役へ報告を行った当企業集団の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらから報告を受け監査役に報告した者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう体制を整備し、その旨を当企業集団全体に周知する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、監査室長との間に、それぞれ定期的に意見・情報を交換する機会を設ける。

(ロ) 監査役は、監査の実効性を確保するため、監査役会が定めた業務の分担に従い、取締役会、経営会議、役員部長会その他の重要な会議に出席するほか、取締役会議事録、稟議書その他重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員および使用人に説明を求める。

(ハ) 監査役会は、独自の意見形成および監査の実施にあたり必要と認めるときは、法律事務所、会計監査人などを活用する。

(ニ) 監査役の職務を執行する上で必要な費用の請求等があった場合は、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

(2) 当事業年度における運用状況の概要

当社では、上記のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　重要な会議の開催状況

当社の取締役会は11回開催され、社外取締役２名を含む取締役８名で構成し、監査役３名（うち社外監査役２名）も出席した上で開催し、取締役の適正な職務執行の確保に努めました。その他、監査役会は12回、経営会議は11回、リスク管理委員会は６回、コンプライアンス委員会は５回開催いたしました。

② 監査役の職務の執行について

監査役は、当企業集団の監査方針を含む監査計画を策定し、取締役会への出席、取締役および使用人との対話、ならびに監査役会における監査役間の情報交換等に基づき会社の状況を把握し、監査室・会計監査人と連携しながら、取締役および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、子会社監査役を兼務し、子会社の取締役会への出席、主要な稟議書の閲覧ならびに子会社の取締役および使用人からの報告の聴取などの方法により、子会社の取締役および使用人の職務の執行状況を監査しました。

③ 内部監査の実施について

監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門および子会社の業務の監査、ならびに内部統制監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**7,533,423**	**流動負債**	**12,691,551**
現金及び預金	7,051,250	買掛金	23,836
受取手形及び売掛金	277,141	短期借入金	5,042,800
繰延税金資産	73,919	1年内償還予定の社債	5,000,000
その他	131,112	未払法人税等	975,179
固定資産	**115,501,592**	賞与引当金	29,046
有形固定資産	**97,543,549**	その他	1,620,689
建物及び構築物	31,144,862	**固定負債**	**48,116,309**
土地	52,666,594	社債	25,000,000
信託建物	2,439,406	長期借入金	13,209,750
信託土地	11,038,280	長期預り保証金・敷金	5,760,411
その他	254,406	繰延税金負債	2,677,231
無形固定資産	**30,655**	再評価に係る繰延税金負債	1,179,493
投資その他の資産	**17,927,387**	退職給付に係る負債	56,567
投資有価証券	15,289,699	資産除去債務	113,457
差入保証金・敷金	2,198,807	その他	119,400
繰延税金資産	9,286	**負債合計**	**60,807,861**
その他	429,593	**純資産の部**	
		株主資本	**59,704,742**
		資本金	**9,827,611**
		資本剰余金	**9,786,472**
		利益剰余金	**40,187,902**
		自己株式	**△97,244**
		その他の包括利益累計額	**2,453,162**
		その他有価証券評価差額金	**7,329,172**
		土地再評価差額金	**△4,876,010**
		新株予約権	**69,249**
		純資産合計	**62,227,153**
資産合計	**123,035,015**	**負債及び純資産合計**	**123,035,015**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**14,799,922**
売上原価		**8,233,783**
売上総利益		**6,566,139**
販売費及び一般管理費		**1,267,812**
営業利益		**5,298,326**
営業外収益		
受取利息及び配当金	267,463	
その他の営業外収益	11,461	278,925
営業外費用		
支払利息	200,612	
社債利息	259,253	
その他の営業外費用	73,253	533,119
経常利益		**5,044,133**
特別利益		
投資有価証券売却益	130,738	130,738
特別損失		
固定資産除却損	12,323	12,323
税金等調整前当期純利益		**5,162,548**
法人税、住民税及び事業税	1,594,056	
法人税等調整額	△17,181	1,576,874
当期純利益		**3,585,673**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,585,673**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,827,611	9,786,466	37,544,827	△50,173	57,108,732
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△942,598		△942,598
親会社株主に帰属する当期純利益			3,585,673		3,585,673
自己株式の取得				△47,100	△47,100
自己株式の処分		6		29	35
連結会計年度中の変動額合計	－	6	2,643,075	△47,071	2,596,009
当期末残高	9,827,611	9,786,472	40,187,902	△97,244	59,704,742

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,564,951	△4,838,422	1,726,528	27,586	58,862,846
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△942,598
親会社株主に帰属する当期純利益					3,585,673
自己株式の取得					△47,100
自己株式の処分					35
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	764,221	△37,587	726,634	41,662	768,297
連結会計年度中の変動額合計	764,221	△37,587	726,634	41,662	3,364,306
当期末残高	7,329,172	△4,876,010	2,453,162	69,249	62,227,153

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は京阪神建築サービス株式会社の１社であり、非連結子会社はありません。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定額法

無形固定資産……定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は財務内容評価法によっております。
当連結会計年度においては該当がないため計上しておりません。

賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、前連結会計年度の支給実績を勘案して当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準
……当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法
……当社グループは退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

消費税等の会計処理……税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	553,794千円
備品	0千円
合計	553,794千円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期未払金	42,300千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　37,453,007千円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

(再評価を行った年月日)

平成14年３月31日

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式　53,998,798株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年６月20日定時株主総会	普通株式	485,056	9.00	平成29年３月31日	平成29年６月21日
平成29年11月１日取締役会	普通株式	457,541	8.50	平成29年９月30日	平成29年12月５日
計		942,598			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年６月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

（イ）配当金の総額	511,367千円
（ロ）１株当たり配当額	9.50円
（ハ）基準日	平成30年３月31日
（ニ）効力発生日	平成30年６月20日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　145,700株

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については、金融機関からの借入及び社債発行によることとしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとに期日管理を行っております。また、当社グループの主な事業である不動産賃貸事業は、事業の性格上、大半の取引先から翌月分の賃料を前月末日までに前受けしており、また敷金及び保証金を差入れいただくことにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主として上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は１年以内の支払期日としております。

社債は主として設備投資に係る資金調達であり、償還期間は７年、10年と15年であります。借入金につきましては、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（借入期間は５年から15年）は主に設備投資に係る資金調達であります。

長期借入金は原則として固定金利により調達をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	7,051,250	7,051,250	－
(2)受取手形及び売掛金	277,141	277,141	－
(3)投資有価証券			
その他有価証券	14,946,608	14,946,608	－
資産計	22,275,000	22,275,000	－
(4)買掛金	23,836	23,836	－
(5)短期借入金	2,500,000	2,500,000	－
(6)社債	30,000,000	30,185,732	185,732
（１年内償還予定含む）			
(7)長期借入金	15,752,550	15,932,882	180,332
（１年内返済予定含む）			
負債計	48,276,386	48,642,451	366,065

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は金融商品取引所の価格によっております。

(4) 買掛金及び(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債及び(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規発行または新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額343,091千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

また、営業債権の差入保証金・敷金（連結貸借対照表計上額2,198,807千円）、並びに営業債務の長期預り保証金・敷金（連結貸借対照表計上額5,760,411千円）は回収期日または返済期日の定めがないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められます。

5．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府その他の地域において賃貸用の不動産を有しております。平成30年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,156,491千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	時　価
97,486,422千円	161,054,000千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 連結計算書類提出会社本社に係る有形固定資産残高は、上記の表には含めておりません。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき、社外の不動産鑑定士が算定した金額であります。

6．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,154円75銭

(2) １株当たり当期純利益　66円58銭

7．その他の注記

資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事業用定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

契約に基づく残存年数を使用見込期間と見積もり、割引率は0.326%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	113,088 千円
時の経過による調整額	368 千円
期末残高	113,457 千円

(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社グループは、一部の借地について、不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、また、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

8．記載金額は、3．(2)１株当たり配当額及び6．１株当たり情報に関する注記を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**7,080,133**	**流動負債**	**12,661,923**
現金及び預金	6,622,827	買掛金	23,836
受取手形及び売掛金	255,755	短期借入金	5,042,800
前払費用	128,883	1年内償還予定の社債	5,000,000
繰延税金資産	70,737	未払法人税等	952,997
その他の流動資産	1,929	前受金	855,162
固定資産	**115,603,455**	賞与引当金	25,293
有形固定資産	**97,543,549**	設備関係未払金	100,116
建物及び構築物	31,144,862	その他の流動負債	661,718
機械及び装置	2,604	**固定負債**	**48,116,309**
土地	52,666,594	社債	25,000,000
信託建物	2,439,406	長期借入金	13,209,750
信託土地	11,038,280	長期未払金	119,400
その他の有形固定資産	251,801	長期預り保証金・敷金	5,760,411
無形固定資産	**30,655**	繰延税金負債	2,677,231
投資その他の資産	**18,029,250**	再評価に係る繰延税金負債	1,179,493
投資有価証券	15,289,699	退職給付引当金	56,567
関係会社株式	111,200	資産除去債務	113,457
差入保証金・敷金	2,198,757	**負債合計**	**60,778,233**
長期前払費用	404,593	**純資産の部**	
その他の資産	25,000	**株主資本**	**59,382,943**
		資本金	**9,827,611**
		資本剰余金	**9,786,472**
		資本準備金	9,199,840
		その他資本剰余金	586,632
		利益剰余金	**39,866,103**
		利益準備金	872,302
		その他利益剰余金	38,993,800
		固定資産圧縮積立金	127,467
		別途積立金	27,013,900
		繰越利益剰余金	11,852,433
		自己株式	**△97,244**
		評価・換算差額等	**2,453,162**
		その他有価証券評価差額金	**7,329,172**
		土地再評価差額金	**△4,876,010**
		新株予約権	**69,249**
		純資産合計	**61,905,355**
資産合計	**122,683,588**	**負債及び純資産合計**	**122,683,588**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**14,427,765**
売上原価		**8,092,584**
売上総利益		**6,335,181**
販売費及び一般管理費		**1,191,245**
営業利益		**5,143,935**
営業外収益		
受取利息及び配当金	367,446	
その他の営業外収益	21,563	389,010
営業外費用		
支払利息	200,612	
社債利息	259,253	
その他の営業外費用	72,880	532,745
経常利益		**5,000,199**
特別利益		
投資有価証券売却益	130,738	130,738
特別損失		
固定資産除却損	12,323	12,323
税引前当期純利益		**5,118,614**
法人税、住民税及び事業税	1,548,940	
法人税等調整額	△17,245	1,531,694
当期純利益		**3,586,920**

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	9,827,611	9,199,840	586,626	9,786,466	872,302
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			6	6	
事業年度中の変動額合計	－	－	6	6	－
当期末残高	9,827,611	9,199,840	586,632	9,786,472	872,302

（単位：千円）

	株主資本			
	利益剰余金			
	その他利益剰余金			利益剰余金合計
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	127,467	27,013,900	9,208,112	37,221,782
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△942,598	△942,598
当期純利益			3,586,920	3,586,920
自己株式の取得				
自己株式の処分				
事業年度中の変動額合計	－	－	2,644,321	2,644,321
当期末残高	127,467	27,013,900	11,852,433	39,866,103

(単位：千円)

	株主資本	
	自己株式	株主資本合計
当期首残高	△50,173	56,785,687
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△942,598
当期純利益		3,586,920
自己株式の取得	△47,100	△47,100
自己株式の処分	29	35
事業年度中の変動額合計	△47,071	2,597,256
当期末残高	△97,244	59,382,943

(単位：千円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,564,951	△4,838,422	1,726,528	27,586	58,539,801
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△942,598
当期純利益					3,586,920
自己株式の取得					△47,100
自己株式の処分					35
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	764,221	△37,587	726,634	41,662	768,297
事業年度中の変動額合計	764,221	△37,587	726,634	41,662	3,365,553
当期末残高	7,329,172	△4,876,010	2,453,162	69,249	61,905,355

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

子 会 社 株 式……移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定額法

無 形 固 定 資 産……定額法

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は財務内容評価法によっております。
当事業年度においては該当がないため計上しておりません。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与支給に充てるため、前事業年度の支給実績を勘案して当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準
……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	553,794千円
備品	0千円
合計	553,794千円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期未払金	42,300千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　37,453,007千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務	3,720千円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

(再評価を行った年月日)

平成14年３月31日

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	960千円
売上原価	862,608千円
営業取引以外の取引高	110,200千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式　53,998,798株

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式　170,656株

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費償却限度超過額	25,872千円
減損損失（長期前払費用）	550,712千円
減損損失（建物及び構築物他）	149,396千円
退職給付引当金	17,309千円
株式報酬費用	21,190千円
長期未払金（役員退職慰労金）	36,536千円
投資有価証券評価損	30,988千円
ゴルフ会員権	18,725千円
資産除去債務	34,717千円
未払事業税	61,287千円
その他	11,766千円
繰延税金資産小計	958,502千円
評価性引当額	△287,643千円
繰延税金資産合計	670,859千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△56,203千円
固定資産（資産除去債務部分）	△32,896千円
その他有価証券評価差額金	△3,188,253千円
繰延税金負債合計	△3,277,353千円
繰延税金負債の純額	△2,606,493千円
再評価に係る繰延税金資産	
土地再評価差額金	2,345,675千円
評価性引当額	△2,310,627千円
再評価に係る繰延税金資産合計	35,048千円
再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額金	△1,214,541千円
再評価に係る繰延税金負債合計	△1,214,541千円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△1,179,493千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、注記を省略しております。

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性及び会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社 京阪神建築サービス株式会社	所有 直接100%	土地建物賃貸	賃料の受入	960	—	—
		保守管理仕入	保守管理費支払	862,608	未払金	3,720
		資金の受入	配当金の受取	100,000	—	—
		役務の提供	業務の受託	10,200	—	—
		役員の兼任				

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 保守管理の仕入れに関しては、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
2. 子会社は期末の剰余金の状況を勘案し、安定的かつ継続的に配当を実施する方針であります。
3. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　1,148円77銭

（2）１株当たり当期純利益　　66円60銭

普通株式に係る当期純利益	3,586,920千円
普通株式の期中平均株式数	53,856,353株

8．その他の注記

資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事業用定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

契約に基づく残存年数を使用見込期間と見積もり、割引率は0.326%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	113,088 千円
時の経過による調整額	368 千円
期末残高	113,457 千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、一部の借地について、不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、また、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

9．記載金額は、７．１株当たり情報に関する注記を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月７日

京阪神ビルディング株式会社
取 締 役 会　御　中

仰 星 監 査 法 人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　寺　本　　悟㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　洪　　誠　悟㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、京阪神ビルディング株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京阪神ビルディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月７日

京阪神ビルディング株式会社
取締役会　御 中

仰 星 監 査 法 人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　寺 本　悟㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　洪　誠 悟㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、京阪神ビルディング株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会等重要な会議に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の整備・運用評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月９日

京阪神ビルディング株式会社　監査役会

常勤監査役　河野健二 ㊞

社外監査役　西出智幸 ㊞

社外監査役　富髙正信 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、営業地盤拡充のための今後の事業展開、内部留保の充実による企業体質の強化などを勘案して、安定的な配当を継続して実施しつつ、総合的、長期的に株主利益の向上を図ることを基本方針としています。

第95期の剰余金の配当につきましては、平成30年３月期の業績などを踏まえまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
金銭

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金９円50銭　　総額511,367,349円
なお、中間配当金として８円50銭をお支払いしておりますので、年間配当金は１株につき18円となります。

３．剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年６月20日

第２号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 中野健二郎氏、南　浩一氏、井上康隆氏および河内一友氏の４名が任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	中野（なかの）健二郎（けんじろう） (昭和22年８月13日生)	昭和46年４月　株式会社住友銀行 入行 平成10年６月　同行 取締役 平成14年６月　株式会社三井住友銀行 常務執行役員 平成16年４月　同行 常務取締役兼常務執行役員 平成17年６月　同行 代表取締役専務兼専務執行役員 平成18年４月　同行 代表取締役兼副頭取執行役員 平成20年４月　同行 代表取締役副会長 平成22年６月　当社 代表取締役社長 平成28年６月　当社 取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 丸一鋼管株式会社 社外取締役 レンゴー株式会社 社外取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役（監査等委員）	39,300株
	【取締役候補者とした理由】 会社経営にかかわる長年の経験と国内外の経済・金融市場に関する豊富な知見を有しており、当社でも平成22年以来社長・会長を歴任して事業内容や業界環境に通じていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	南（みなみ）浩一（こういち） (昭和30年３月21日生)	昭和52年４月　株式会社住友銀行 入行 平成17年６月　株式会社三井住友銀行 執行役員 法人審査第二部長 平成20年４月　同行 常務執行役員 平成23年４月　同行 取締役兼専務執行役員 平成25年６月　株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常任監査役 株式会社三井住友銀行 監査役 平成28年６月　当社 代表取締役社長（現任）	16,000株
	【取締役候補者とした理由】 長年の業務経験から企業経営および経済・産業動向等を踏まえた事業評価や監査分野に豊富な知見を有し、当社でも社長として平成29年に中期経営計画を策定、推進中であることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の 株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>※
多　田　順　一
(ただ　じゅんいち)
(昭和38年11月13日生)</td><td>昭和61年４月　株式会社住友銀行 入行
平成22年４月　株式会社三井住友銀行 門真法人営業部長
平成24年４月　同行 フィナンシャルソリューション営業部長
平成26年４月　同行 大阪本店営業第三部長
平成28年４月　同行 理事 コーポレートアドバイザリー本部副本部長
平成30年４月　当社 顧問（現任）</td><td>2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
長年の業務経験から各種プロジェクトの立案・推進や経営施策の策定に豊富な知見を有し、当社でも中長期的な成長戦略の立案・推進への貢献が期待できることから、新たに取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>河　内　一　友
(かわうち　かずとも)
(昭和22年５月18日生)</td><td>昭和46年４月　株式会社毎日放送 入社
平成14年６月　同社 取締役
平成15年６月　同社 常務取締役
平成19年６月　同社 代表取締役社長
平成27年６月　同社 代表取締役会長
平成28年６月　当社 取締役（現任）
平成29年４月　株式会社ＭＢＳメディアホールディングス代表取締役会長（現任）
(重要な兼職の状況)
ＲＫＢ毎日ホールディングス株式会社 社外取締役
株式会社きんえい 社外取締役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
会社経営者としての長年の経験と幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で経営を監督することを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 氏名欄中※印は新任候補者であります。
3. 河内一友氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 河内一友氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
5. 当社は河内一友氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第１項で定める責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

以　上

【MEMO】

【MEMO】

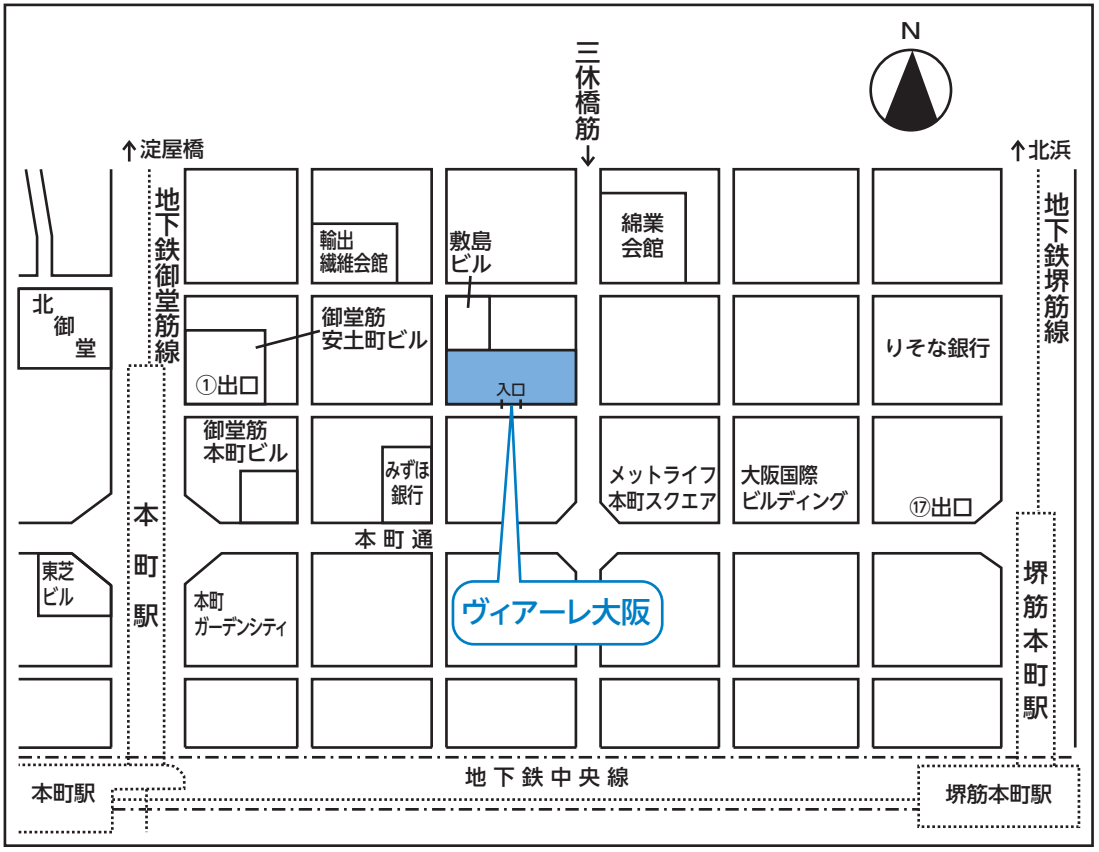
【MEMO】

株主総会会場ご案内略図

会場：大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階「安土の間」
電話：０６－４７０５－２４１１

【交通案内】

◎地下鉄御堂筋線　本町駅①番出口から徒歩３分
◎地下鉄堺筋線　堺筋本町駅⑰番出口から徒歩５分



◎**当日は、<u>些少ながらお土産をご用意いたしておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主さまお一人につき１個とさせていただきます。</u>**

（お願い）駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。